

特定施設・有料老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅

目次

- ▶ 共通の主な指導事項
- ▶ （介護予防）特定施設入居者生活介護事業者の主な指導事項
- ▶ サービス付き高齢者向け住宅の主な指導事項

※居宅サービス、地域密着型サービスの事業を行っている場合、居宅サービス編もしくは地域密着型サービス編も視聴してください。

共通の主な指導事項

勤務体制の確保等（第190条等）

・全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令に定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていない。



・全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令に定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるよう努めること。（以下のページで受講申込できます。）

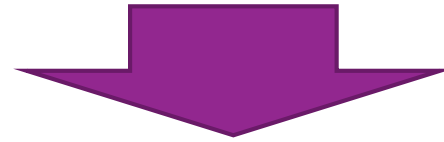
<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000464228.html>

※令和6年3月31日まで努力義務

共通の主な指導事項

勤務体制の確保等（第190条等）

- ・ 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていなかった。



・ 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じること。

・ 事業主講ずべき措置の具体的内容

a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

b 相談（苦情を含む）に応じ適切に対応するために必要な体制の整備

・ 事業主が講じることが望ましい取組について

① 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 ② 被害者への配慮のための取組 ③ 被害防止のための取組

【参考】厚生労働省のページ（介護現場におけるハラスメント対策）

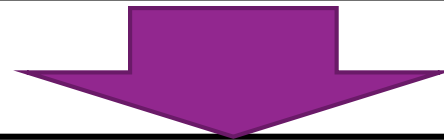
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html

※令和4年4月1日から義務

共通の主な指導事項

業務継続計画の策定等（第192条等）

- ・ 感染症や非常災害の発生時に業務継続、早期で業務再開を図るための計画が作成されていなかった。
- ・ 業務継続計画について必要な研修及び訓練が実施されていなかった。



- ・ 感染症や非常災害の発生時に業務継続、早期で業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。
- ・ 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年2回以上）に実施すること。

【参考】厚生労働省のページ（介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

※令和6年3月31日まで努力義務

共通の主な指導事項

業務継続計画の策定等、非常災害（第192条等）

- ・「非常災害対策計画作成・見直しのための手引き」が作成されています。

目次 ■

解説編

- I. 高齢者施設・事業所において作成が求められる主な防災計画等の関係の整理
- II. 本手引きで示す「非常災害対策計画」の概要と活用方法
 1. 本手引きで想定している計画作成・見直しの目的と対象範囲（期間）
 2. 本手引きで取り上げる内容（「非常災害対策計画」と「避難確保計画」の項目の整理）
 3. 本手引きの活用方法
- III. 「非常災害対策計画」作成・見直しにあたっての留意点
- IV. 「非常災害対策計画」に盛り込む内容
 1. 計画作成の目的
 2. 計画の適用範囲
 3. 施設・事業所の立地条件の把握と災害予測
 4. 施設・事業所の設備の理解、安全対策（通信手段の確保を含む）
 5. 入所者（利用者）の避難方法に関する情報整理
 6. 避難場所、避難経路、移動手段
 7. 避難を開始するタイミング、判断の考え方
 8. 災害に関する情報収集、整理
 9. 災害時の人員体制、指揮系統の検討、整理
 10. 連絡体制の整備
 11. 関係機関（自治体、関係団体等）、地域住民等とのネットワークづくり
 12. 備蓄品等の準備・確保
 13. 職員への防災教育、人材育成、避難訓練の実施
- 【参考】「計画作成・見直しの手順チェックリスト」
- V. 災害時の対応（行動手順）
 1. 火災
 2. 地震
 3. 風水害、土砂災害
 4. 津波
- 参考資料
- VI. 記入様式（記入例）
- VII. 「高齢者施設における非常災害対策の在り方に関する研究事業」検討委員会委員名簿

（令和2年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業）
「高齢者施設における非常災害対策の在り方に関する研究事業」

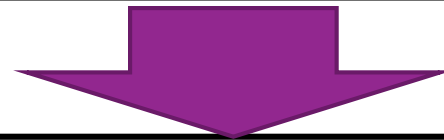
高齢者施設・事業所における避難の実効性を高めるために
—非常災害対策計画作成・見直しのための手引き—

令和3（2021）年 3月
「高齢者施設における非常災害対策の在り方に関する研究事業」検討委員会
（事務局：一般財団法人 日本総合研究所）

共通の主な指導事項

衛生管理等（第192条等）

- ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催していない。
- ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していない。
- ・ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施していない。



・ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）をおおむね6月に1回以上

開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

- ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- ・ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（年2回以上）に実施すること。

【参考】厚生労働省のページ（介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ）

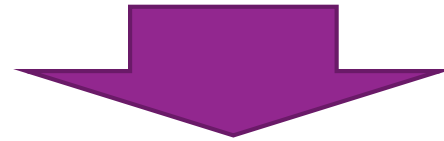
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

※令和6年3月31日まで努力義務

共通の主な指導事項

虐待の防止（第192条等）

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催できていない。
 - ・虐待の防止のための指針を整備していない。
 - ・虐待の防止のための研修を定期的実施していない。
- ・上記3つに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていない



- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催するとともにその結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ・虐待の防止のための指針を整備すること。
- ・虐待の防止のための研修を定期的（年2回以上）に実施すること。
- ・上記3つに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

【参考】厚生労働省のページ（高齢者虐待防止に資する研修・検証資料等）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22750.html

※令和6年3月31日まで努力義務

共通の主な指導事項

運営懇談会の設置等（大阪市有料老人ホーム設置運営指導針 8(8)）

- ・運営懇談会は、管理者、職員及び入居者によって構成されること。
- ・運営懇談会の開催に当たっては、入居者（入居者のうちの要介護等についてはその身元引受人等）に周知し、必要に応じて参加できるように配慮すること。

有料老人ホーム事業の運営について外部からの点検が働くよう、職員及び入居者以外の第三者的立場にある学識経験者、民生委員などを加えるように努めること。

- ・運営懇談会では、次に掲げる事項を定期的に報告し、説明するとともに、入居者の要望、意見を運営に反映させるよう努めること。

- ①入居者の状況
- ②サービス提供の状況
- ③管理費、食費その他の入居者が設置者に支払う金銭に関する収支当の内容

共通の主な指導事項

勤務体制の確保（大阪市有料老人ホーム設置運営指導針 8(11)）

- ・有料老人ホームの職員が訪問介護事業者等の業務にも従事しているが、日中、夜間含めて勤務表（シフト表）で勤務時間・業務内容が整理されていない。

別の場所で指定を受けている事業所の事務所機能や実務が有料老人ホーム内で稼働している。



- ・有料老人ホーム事業と介護保険事業はそれぞれ別の事業であるため、勤務時間・勤務内容等を明確に切り分けること。

高齢者住まい事業者の外付けサービス活用のためのポイント

⇒http://www.yurokyo.or.jp/news/20150924_01.html

事業ごとの区画を明確にすること。（指定を受けた区画以外での事務を行うことは、介護保険法の指定基準違反に該当する場合があります）

共通の主な指導事項

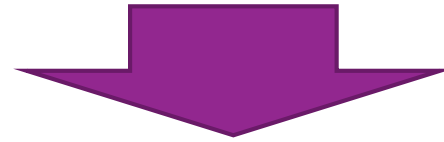
金銭管理について（大阪市有料老人ホーム設置運営指導針 8(11)）

- ・ 原則は入居者が個人で管理を行うこと。
- ・ やむを得ず金銭管理を行う場合は、「入居者本人が特に施設に依頼した場合、又は入居者本人が認知症等により十分な判断能力を有せず金銭等の適切な管理が行えないと認められる場合であって、身元引受人等の承諾を得たとき」とし、依頼、承諾を書面で交わし、定期報告等の運用方法を規定等で定めること。
- ・ 物品購入の精算方法で、預かり金方式を実施する場合、上記金銭管理とサービス内容が異なる場合は、別々に規程を設けて管理すること。

共通の主な指導事項

身体的拘束等の適正化

- ・ 身体拘束等を行う場合の記録を行っていない。
- ・ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない。
- ・ 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない。
- ・ 身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施していない。



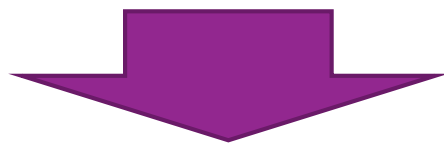
- ・ 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急をやむを得ない理由を記録すること。
- ・ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催すること。
- ・ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ・ 身体拘束等の適正化のための定期的（年2回以上）な研修を実施すること。

【参考】身体拘束等の廃止に関する指導及び身体拘束廃止未実施減算の適用の考え方について（疑義照会回答）事務連絡
（令和3年2月18日）

特定施設入居者生活介護の共通の主な指導事項

夜間看護体制加算（老企第40号第2の4（9）等）

- ・ 常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていることが確認できなかった。

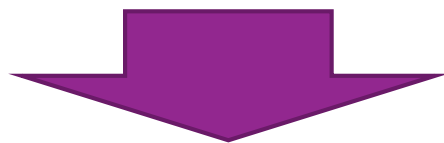


- ・ 常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること
- ・ 看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、利用者に対して、24時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること
- ・ 重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること

特定施設入居者生活介護の共通の主な指導事項

サービス提供体制強化加算（老企第40号第2の4（18）等）

- ・ 算定要件に該当する職員の割合（常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く）の平均）を把握せず算定していた。
- ・ 提供するサービスの質の向上に資する取組が行われていなかった。（短期入所生活介護等含まず）



- ・ 算定要件に該当する職員の割合（常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く）の平均）を適切に算出・確認し、算定根拠となる職員の割合を記録し、保管しておくこと。

- ・ 提供するサービスの質の向上に資する取組を実施すること。（短期入所生活介護等含まず）

【参考】大阪市のページ（介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）事業者に係る各種届出の取扱いについて）

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000246409.html>

特定施設入居者生活介護の共通の主な指導事項

サービス提供体制強化加算（老企第40号第2の4（18）等）

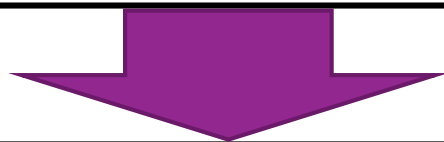
○提供するサービスの質の向上に資する取組例

- ・ L I F E を活用した P D C A サイクルの構築
- ・ I C T ・テクノロジーの活用
- ・ 高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化
- ・ ケアに当たり、居室の定員が2以上である場合、原則としてポータブルトイレを使用しない方針を立てて取組を行っていること

サービス付き高齢者向け住宅の主な指導事項

必須サービスの提供について

- ・ 状況把握や、生活相談を入居者の選択サービスに位置付けていたり、拒否する入居者への提供を中止している
- ・ 実際に提供したサービスとその記録の内容に相違がある



- ・ 状況把握、生活相談の提供は、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準として必要。
(提供しない事は登録違反に該当し、登録取消しとなる場合がある。
ただし、入院等により居住していない場合等をのぞく)
- ・ 提供したサービスについては、適切に記録し、保管しておくこと。
(記録が無い日については、サービスの提供を実施したと認められない場合がある)

サービス付き高齢者向け住宅の主な指導事項

利用料等について

- ・ 権利金等の受領禁止（老人福祉法第29条第6項）
- ・ 有料老人ホームを運営する事業者は、家賃、敷金及び介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価（以下、「家賃等」という。）として受領する費用以外の金品（権利金等）を受領できない。
- ・ 退去時の費用返還等に関する資料として「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（再改訂版）」（平成23年8月国土交通省住宅局）を参考にすること。
- ・ 徴収する料金、費用について、重要事項説明書等で算定根拠や対価となるサービス内容、契約事項について明確にしておくこと。

共通の主な指導事項

有料老人ホームにおける防火上の安全性の確保について

(1)福祉・消防・建築部局が連携した防火上の安全性の確保

「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」において、消火設備や避難設備を設ける等の消防法及び建築基準法の遵守

(2)スプリンクラー設置の促進

消防法施行令（昭和36年政令第37号）の改正により、平成27年4月1日以降、火災発生時に自力で避難することが困難な者が入所する社会福祉施設（同令別表第一(6)項口に掲げる施設）については、原則として延べ面積にかかわらずスプリンクラーを設置することが義務

※自力で避難することが困難な者が入所する社会福祉施設とは、入所している要介護状態区分3以上の者の割合が、施設定員の50%以上である施設

サービス付き高齢者向け住宅の主な指導事項

サービス付き高齢者向け住宅等における 適正なサービス提供の確保

ア 訪問系サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護を除く）、通所系サービス（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護を除く）及び福祉用具貸与について、事業所と同一の建物に居住する利用者に対して サービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努めることとする【省令改正】。また、事業所を市町村等が指定する際に、例えば、当該事業所の利用者のうち一定割合以上を当該事業所に併設する集合住宅以外の利用者とするよう努める、あるいはしなければならない等の条件を付することは差し支えないことを明確化する【通知改正】。

イ 同一のサービス付き高齢者向け住宅等に居住する者のケアプランについて、区分支給限度基準額の利用割合が高い者が多い場合に、併設事業所の特定を行いつつ、当該ケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するなどの点検・検証を行うとともに、サービス付き高齢者向け住宅等における家賃の確認や利用者のケアプランの確認を行うことなどを通じて、介護保険サービスが入居者の自立支援等につながっているかの観点も考慮しながら、指導監督権限を持つ自治体による更なる指導の徹底を図る。

（居宅介護支援事業所を事業所単位で抽出するなどの点検・検証については、効率的な点検・検証の仕組みの周知期間の確保等のため、10月から施行）